

第 1 号議案 神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の変更について
(雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業)

計 画 書

神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の変更(神戸市決定)

都市計画雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業を廃止する。

名 称	雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業
面 積	約 0.4ha
施 行 区 域	計画図表示のとおり
備 考	当初決定 昭和 53 年 12 月 15 日

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

雲井通 5 丁目地区は、JR 三ノ宮駅の東約 250m に位置し、葺合地区復興土地区画整理事業による公共施設の整備改善とあわせて、土地の合理的、かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和 53 年に都市計画決定した地区で、現在、サンプルが立地している。

このたび、特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針、「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通 5・6 丁目再整備基本計画」などに基づき、バスターミナルや文化ホールの段階的な整備を含む都市再生事業として、当地区の南側に位置する神戸市勤労会館や中央区役所、民間ビルと一体となった新たな市街地再開発事業を施行するにあたり、当地区の第一種市街地再開発事業を廃止するものである。